

スクールソーシャルワーカーの支援効果についての学校関係者の認識

School Staff's Recognition of the Effects of School Social Workers' Support

(2014年3月31日受理)

中 典子 熊谷 英実*¹ 岡田かおる*²
Noriko Naka Hidemi Kumagai Kaoru Okada

Key words : 状況把握, 環境調整, 児童生徒理解, スクールソーシャルワーカー, 学校関係者

要 旨

本研究の目的は、「学校関係者の役職」、「スクールソーシャルワーカー活用の経過」、「学校関係者からみた問題行動等」によるスクールソーシャルワーカーの支援内容についての学校関係者の認識を探り、その支援効果を明らかにすることである。

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室の協力のもと、スクールソーシャルワーカーを活用している学校関係者を対象にアンケート調査を実施し、統計的手法で分析した。

分析の結果、新規活用する学校関係者のほうが「スクールソーシャルワーカーが保護者に対する専門的助言を行うこと」を有効と考えることが明らかになった。また、不登校の時は、それ以外の問題行動等と比較した場合、「スクールソーシャルワーカーが学校の思いや考えを児童生徒に伝えること」には肯定的でない、暴力行為の場合は「スクールソーシャルワーカーが保護者の思いや考えを学校に伝えること」に肯定的でないと学校関係者が考えることが明らかになった。

I. 研究の目的

1. 研究の動機

岡山県教育庁指導課（現：義務教育課生徒指導推進室）は、2009（平成21）年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」として依頼派遣型のスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと称す）3名を配置した。その後、毎年1名ずつ増加し、2012（平成24）年度は6名で活動することとなった。2013（平成25）年度においては、「スクールソーシャルワーカー（SSW）等を活用した行動連携推進事業」としてSSW^{注1}とSSWに準ずる者としてのスクールソーシャルパートナー（以下、SSPと称す）^{注2}を多数採用した。合計26名が依頼派遣型SSW及びSSPとして週1回から週5回（1回原則5時間）のペースで活動することとなった。そして、SSW及びSSPが市町村（組合）教

育委員会の指導主事等と連携して活動するように位置付けた。また、そのうちの1名のSSWをスーパーバイザー、うち4名をグループリーダーとした。それ以外のSSW及びSSPが彼らの助言を得ながら活動できる体制を整えた。SSW及びSSPの増員配置とともに、彼らの活動への支援体制の充実を図った。岡山県が「教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するSSWを積極的に活用し、地域における関係機関等との行動連携を活性化させることにより、問題行動や不登校等の課題を抱える児童生徒や保護者等に対する家庭環境等複雑な背景や当該児童生徒の特性等への対応も含めた多角的・実効的な支援体制の充実（岡山県教育庁指導課 2013：11）」を図った瞬間である。

また、2010（平成22）年度の36校の活用から2013（平成25）年2月の時点で72校が活用（121ケースで活用、

*¹NPO法人Kitalpha

*²岡山県教育庁義務教育課

但し終了したケースを除く)という現状があった。6名から26名というSSW等の大幅増員は、2012(平成24)年度までのSSWを活用した学校が評価した成果といえよう。しかし、急激なSSWの増員により、支援対象となる児童生徒のニーズに応じて「医療・福祉系の関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整」、「問題を抱える児童生徒が置かれた家庭・生活環境への働きかけ」、「学校におけるチーム体制の構築、支援」、「保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供」、「教職員等への研修活動」等を変わず効果的に実施できるのかを模索する必要がある(岡山県教育庁指導課 2013:11)。新規採用されたSSWのみならずこれまで活動しているSSWは「自分自身がどういう者なのか、今どういう役割を担っているのか、何をしなければならないのか(佐々木 2009:5)」を考えなければならない。また、SSWが「教育システムと子ども・家庭福祉(田中 2013:19)」の中間に位置し、主として「相談、代弁、情報提供、調整、仲介、家庭訪問、アドバイス・コンサルテーション、連携・協働(野田 2012:37)」を実施する役割であることを理解しなければならない。

そこで、SSWがSSWについての理解を深めるために、岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室は、2013(平成25)年4月に7回(補講を含む)のSSW研修会を実施した。研修会では、「SSWの歴史的展開」、「学校の制度・文化」、「SSWの専門的基盤」、「岡山県におけるSSWの現状」、「ケース会議」、「事例研究」等のテーマでの講義、グループワークが行われた。これらの研修を受講し、おおまかな理解を得たSSWが岡山市を除く12ブロックの地域に配当され、それぞれ活動している。SSWの2013(平成25)年度における活躍が期待されることである。

しかし、この研修会では、SSWがSSWの支援効果についての学校関係者の認識を理解することはなされていない。そこで、本研究では、SSWのどのような支援を学校関係者が効果的ととらえているのかを研究する。この研究は、先述の通り、SSWが「自分自身がどういう者なのか、今どういう役割を担っているのか、何をしなければならないのか(佐々木 2009:5)」を考えることにつながる。また、今後のSSWの支援効果をもたらすことになる。

2. 先行研究

長谷川(2013:11)は、高等学校教諭及び養護教諭へ

のインタビュー調査から、障がい児等の移行支援・校内体制整備にはつなぐ役割、家庭支援では代弁の役割がSSW活用の可能性につながると述べている。但し、“つなぐ・代弁”を効果的支援とするには、学校関係者からみた問題行動等に基づく情報収集・状況把握・支援目標・支援計画に沿って行う“つなぐ・代弁”である必要がある。学校関係者からみた問題行動等に基づいて支援効果を明らかにすることがSSWによる支援の充実をもたらすのではないか。そして、周防ら(2013:21-22)は、教員へのタイムスタディ調査とSSWへの聞き取りから、SSW活用が教員の負担軽減、校内検討機能の促進、教員の専門性へのサポートを導いたと述べている。しかし、学校関係者からみた問題行動等にどのような支援が効果的であるかを明らかにすることが必要ではないか。

久能(2013:29)は、教育委員会を対象に調査し、自由記述よりSSWの効果的支援を、関係機関との調整・ネットワーク・サポートチーム構築、福祉的視点からの助言指導、校内体制づくり、学校との調整や仲介、保護者理解と支援、児童生徒を取り巻く環境の実態把握と個別支援であると述べている。しかし、SSWの支援効果を明らかにするには、活用依頼校の学校関係者が回答した内容で分析するほうが具体的ではないか。

西谷(2007:32)は、高等学校でのSSWとしての経験から効果的支援を「生徒からの個別相談対応、生徒の生活問題への具体的支援、教師からの個別相談対応、教師へのコンサルテーションと問題解決に向けた連絡調整、保護者からの個別相談対応、他機関との連絡連携及び調整、医療・保健・福祉に関する情報提供及び研究会等による啓発」と述べている。蓮井(2007:39)も、SSWとしての経験からグループカウンセリング、情報提供、コーディネーターとしての支援が効果的であると述べている。しかし、SSWとしての活動によって導き出した効果的支援は、SSW側からとらえたものである。SSW活用校の学校関係者を対象にSSWの支援効果の調査をする方がより客観的ではないか。

一方、西野(2012:51)は、子ども虐待へのSSWの支援として「家庭が本来の居場所機能を持てるように支援していくこと」と述べる。寺岡ら(2012:119-120)は、大阪府寝屋川市和光小学校でのSSW活用で、状況改善、教師の意識変化、チーム対応へ変化、研修の導入、

ケース会議の実施、関係機関とのつながり構築で、児童生徒が学習に取り組むことが可能になることを明らかにする。そして、長期欠席・不登校児童数等が減少したと述べている。しかし、どのような取り組みが効果的支援であったかを学校関係者からみた問題行動等にもとづいて明らかにすることのほうが状況に応じた支援につながるのではないか。

中他（2012）は、岡山県教育庁指導課の協力を得て2010（平成22）年度にSSWのあるべき姿を検討するため、担任、管理職の意識を調査している。そこから、岡山県におけるSSWの有用性は、「学校理解の度合いによって決まる（中他 2012:37）」という結果を示した。学校を理解することがSSWの支援効果をもたらすということである。しかし、学校関係者が述べる問題行動等に対して、どのような支援が彼らからみて効果的であるかを検討していない。

3. 研究の目的

先行研究に基づく検討より、SSWを活用した学校関係者を対象に調査し、分析することは、SSWの支援効果を明らかにする一助となる。それは、SSW活用で導き出した支援効果を具体的なものにする。また、学校関係者からみた問題行動等にもとづいて支援効果を明らかにすることは、彼らからみた問題行動等に応じた支援を考える手がかりをもたらす。これまでの先行研究から検討すると、学校関係者からみた問題行動等に対するSSWの効果的支援の研究はこれからのものであり、それを明らかにすることは今後のSSWの発展につながるといえる。

また、SSW活用の経過、学校関係者の役職がSSWの支援効果に関係するかの研究は、これまでの先行研究ではみあたらなかった。新規活用と継続活用によってSSWの支援効果の違いを考えることは、SSWがどの時期にどのような対応が望ましいかを探るきっかけをもたらす。学校関係者の役職によってSSWの支援効果を考えることは学校において鍵となる教職員を探るきっかけになる。「学校関係者の役職」、「SSW活用の経過」、「学校関係者からみた問題行動等」に基づいてSSWの支援効果を検討することは、SSWと学校関係者との相互理解につながり、SSWの効果的支援をもたらすことになる。そこで、本研究では、岡山県におけるSSWを活用した学校関係者を対象に調査・分析を行い、「学校関係者の役職」、「SSW活用の経

過」、「学校関係者からみた問題行動等」から学校関係者にとってSSWのどのような支援が望ましいかを探り、彼らからみたSSWの支援効果を明らかにする。

II. 研究の方法

本研究は、岡山県において2013（平成25）年2月末の段階でSSWを活用している小学校、中学校、県立高等学校72校（121件）に実施したアンケート調査に基づいて行う。調査をSPSS14.Jを用いて統計的手法で分析する。SSWの支援とは、学校を基盤としてソーシャルワークを実施することである。ソーシャルワークには、直接的支援と間接的支援がある（中他 2012）。質問項目が直接的支援と間接的支援という因子に含まれるか（因子の妥当性）を検討するために因子分析を行う。因子分析は、第1因子に含まれる項目の場合、その他の因子の因子負荷量と比べて第1因子の負荷量が最大になるように抽出するもっとも一般的な方法である主因子法を用いる（盧他 2005；山際他 2006：50）。また、作成した質問項目が直接的支援と間接的支援の因子となり、両者ともSSWの支援であるので相関があるかを検討するため、因子間の相関を0と仮定するバリマックス回転を用いる（盧他 2005；山際他 2006：50）。次に、 α 係数を算出し、信頼性の検討を行う。そして、因子の妥当性・信頼性の検討を行った項目を「学校関係者の役職」、「SSW活用の経過」、「学校関係者からみた問題行動等」毎に分散分析やt検定し、学校関係者からみたSSWの支援効果を明らかにする。

※倫理的配慮 依頼状に、「調査結果については、学校・個人が特定できない形で公表することがありますので御了承ください」との記載をした上で調査の協力を依頼した。調査にあたっては、匿名性が保持できるように郵送方法をⅢの2のようにした。

調査結果データの使用については岡山県教育庁指導課（現：義務教育課生徒指導推進室）より許可を得ている。

Ⅲ. アンケート項目の内容・調査手続き・分析に用いるSSWの役割項目の選定

1. アンケート項目の内容

第1に、学校関係者の役職でSSWの支援効果に有意差が生じるかどうかを検討するために「1. 校長・副校長・教頭, 2. 養護教諭, 3. 学級担任, 4. 1～3以外」とした。第2に、SSW活用の経過で学校関係者からみたSSWの支援効果に有意差が生じるかどうかを検討するために、「1. 3ヶ月未満, 2. 3ヶ月以上6ヶ月未満, 3. 6ヶ月以上10ヶ月未満, 4. 10ヶ月以上(昨年度からの継続ケース)」とした。但し, 1, 2, 3はおよそ10カ月の活用を3分割した状態, 4は約3年間の活用をまとめた状態で問うものである。活用期間の間隔が均等でない。また, 1, 2, 3を分割するとそれぞれの母数が少なくなる。よって, 1・2・3を新規活用, 4を継続活用として分析を行う。第3に、学校関係者からみた問題行動等として「1. 不登校, 2. いじめ, 3. 暴力行為, 4. 児童虐待, 5. 友人関係の問題(2を除く), 6. 非行・不良行為(3を除く), 7. 家庭環境の問題(4を除く), 8. 教職員等との関係の問題, 9. 心身の健康・保健に関する問題, 10. 発達障がい等に関する問題, 11. その他」とした。第4に、中他(2012)が2010(平成22)年度に作成した質問項目^{注3)}に修正を加えてSSWの役割15項目を下記のように設定した。

- 1 SSWer(以下、SSWと称す)が保護者の思いや考えを学校に伝えること
- 2 SSWが学校の思いや考えを保護者に伝えること
- 3 SSWが保護者に対する専門的助言を行うこと
- 4 SSWが関係機関と学校とをつなぐこと
- 5 SSWが児童生徒の状況を把握すること
- 6 SSWが保護者の思いや考えを児童生徒に伝えること
- 7 SSWが学校の思いや考えを児童生徒に伝えること
- 8 SSWが児童生徒の思いや考えを学校に伝えること
- 9 SSWが児童生徒との信頼関係を築くこと
- 10 SSWが学校との信頼関係を築くこと
- 11 SSWが法制度やサービスについての情報を学校に伝えること
- 12 SSWが保護者との信頼関係を築くこと

- 13 SSWが家庭と学校とをつなぐこと
- 14 SSWが家庭と関係機関とをつなぐこと
- 15 SSWが関係機関の考えを学校に伝えること

15項目の尺度については、「1. 有効であると思った, 2. どちらかといえば有効であると思った, 3. あまり有効でないと思った, 4. ほとんど有効でないと思った, 5. SSWが実施していない, 6. SSWによる実施の有無がわからない」とした。SSWを活用してからの意識を問うものであるため、尺度1から4は過去形にした。そして、SSWの役割をすべての学校関係者が十分に理解しているかどうか、また、学校関係者との連携がどのような状況にあるのかを把握するために、尺度6を加えた。尺度5においては、2010(平成22)年度の調査時と同様にした。自由記述は次のような内容とした。

- 16 該当ケースにおいて、児童生徒に見られる変化について、簡単に記述してください。
- 17 その他、SSWの役割(働き)について望むことがあれば自由に記述してください。

以上の項目を用いて、2013(平成25)年2月にアンケート調査を実施した。

2. 調査手続

岡山県教育庁より、アンケート用紙を13の関係市町村(組合)教育委員会教育長に、返信用封筒B、関係市町村毎の活用ケース数分の調査用紙・返信用封筒A、各調査対象校分の返信用封筒C、依頼ケース一覧表を郵送した。それらに関係市町村(組合)教育委員会から各調査対象校に郵送し、各調査対象校は関係市町村(組合)教育委員会に厳封された封筒A(学校名は記入しない)のみを返信用封筒Cに入れて郵送するよう依頼した。そして、関係市町村(組合)教育委員会へ、各調査対象校分をとりまとめ、岡山県教育庁へ返信用封筒Bに入れて返送するよう依頼した。その際、率直な意見を記入してもらうために、市町村(組合)教育委員会からは、封筒Aのみを厳封された状態で同県教育庁に返信用封筒Bで返送するように依頼し、匿名性を保持するために学校名を特定できないようにした。公立高等学校へは、各学校に活用ケース数分の調査用紙・返信用封筒A、返信用封筒Bを郵送し、厳封された封筒A(学校名は記入しない)を返信用封筒Bに入れて同県教育庁へ返送するよう依頼した。

3. 分析に用いるSSWの役割項目の選定

小学校・中学校・公立高等学校を合わせて72校（計121ケース）に郵送し、120ケース（回収率約99.2%）から回答を得ることとなった。但し、項目はすべてSSWの役割に関する内容であるので、以下、項目中の「SSWが」を略して述べる。

尺度得点は、「1. 有効であると思った」を4、「2. どちらかといえば有効であると思った」を3、「3. あまり有効でないと思った」を2、「4. ほとんど有効でないと思った」を1、「5. SSWが実施していない」を5、「6. SSWによる実施の有無がわからない」を6として分析した。

SSWの役割15項目の欠損値、「5. SSWが実施していない」、「6. SSWによる実施の有無がわからない」を除いて因子分析を行うと、項目4「関係機関と学校とをつなぐこと」、項目6「保護者の思いや考えを児童生徒に伝えること」、項目10「学校との信頼関係を築くこと」、項目11「法制度やサービスについての情報を学校に伝えること」、項目14「家庭と関係機関とをつなぐこと」の因子負荷量がほぼ同じであった。それらを削除し、また、欠損値、「5. SSWが実施していない」、「6. SSWによる実施の有無がわからない」を除いて、因子分析をしない

した。その結果、Kaiser-Meyer-Olkin の標本妥当性の測度は0.881>0.05であり、Bartlett の球面性検定は0.000<0.05であり、因子分析を行うこと、因子名を付けることに意味があることを導き出した。そこで、因子分析を行い、因子名を付け、 α 係数の算定を行うと（表1）のようになる。

因子分析より、2因子を導き出すことができた。項目1「保護者の思いや考えを学校に伝えること」、項目13「家庭と学校とをつなぐこと」、項目2「学校の思いや考えを保護者に伝えること」、項目12「保護者との信頼関係を築くこと」、項目3「保護者に対する専門的助言を行うこと」、項目5「児童生徒の状況を把握すること」のまともは児童生徒をとりまく学習・生活環境の調整を行うことに関する項目であった。そこで、この因子を「児童生徒をとりまく環境の調整」（ $\alpha=0.899$ ）とする。

項目8「児童生徒の思いや考えを学校に伝えること」、項目9「児童生徒との信頼関係を築くこと」、項目7「学校の思いや考えを児童生徒に伝えること」、項目15「関係機関の考えを学校に伝えること」のまともはSSWが児童生徒の思いを理解し、その思いに応じた支援体制を築いていくことに関する項目であった。そこで、この因子を「児童生徒の思いや考えの理解」（ $\alpha=0.852$ ）とする。

（表1）SSWの役割についての因子分析結果

項目内容	因子		共通性
	1	2	
児童生徒をとりまく環境の調整（ $\alpha=0.899$ ）			
1 SSWが保護者の思いや考えを学校に伝えること	0.861	0.300	0.831
13 SSWが家庭と学校とをつなぐこと	0.837	0.363	0.832
2 SSWが学校の思いや考えを保護者に伝えること	0.746	0.310	0.653
12 SSWが保護者との信頼関係を築くこと	0.686	0.379	0.614
3 SSWが保護者に対する専門的助言を行うこと	0.645	0.377	0.557
5 SSWが児童生徒の状況を把握すること	0.455	0.244	0.266
児童生徒の思いや考えの理解（ $\alpha=0.852$ ）			
8 SSWが児童生徒の思いや考えを学校に伝えること	0.350	0.832	0.814
9 SSWが児童生徒との信頼関係を築くこと	0.256	0.743	0.618
7 SSWが学校の思いや考えを児童生徒に伝えること	0.403	0.726	0.620
15 SSWが関係機関の考えを学校に伝えること	0.319	0.551	0.405

因子抽出法：主因子法

3回の反復で回転が収束しました。

回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

筆者作成

因子分析の結果、「児童生徒をとりまく環境の調整」, 「児童生徒の思いや考えの理解」因子を導き出すことができた。前者は環境に焦点をあてていることからソーシャルワークの中の間接的支援, 後者は児童生徒理解に焦点をあてていることから直接的支援に相当する内容である。よって, 作成した質問項目に因子的妥当性があるといえる。また, α 係数が2因子とも0.75以上あるので, 信頼性があるといえる。そこで, SSWの役割の10項目(15項目中項目4, 6, 10, 11, 14を除く)が「学校関係者の役職」, 「SSW活用の経過」, 「学校関係者からみた問題行動等」によってそれぞれ有意差があるのかを分析する。

IV. 分析結果と考察

1. 学校関係者の役職によるSSWの役割の認識に関する分散分析

学校関係者の役職についての有効回答数は120ケース中118(≒98.3%)ケースであった。校長・副校長・教頭が48名, 養護教諭が10名, 学級担任が38名, それ以外(相談室長, 生徒課長, 教育相談係, 教師カウンセラー, 生徒指導主事, 学年主任等)が22名であった。役職ごとの分散分析を行ったが有意差はなかった(表2)。よって, 学校関係者は, 自らの役職に関係なくSSWに対して共通認識をもっているといえる。

そこで, 単純集計の結果をあらわすと(グラフ1), (グラフ2)のようになった。

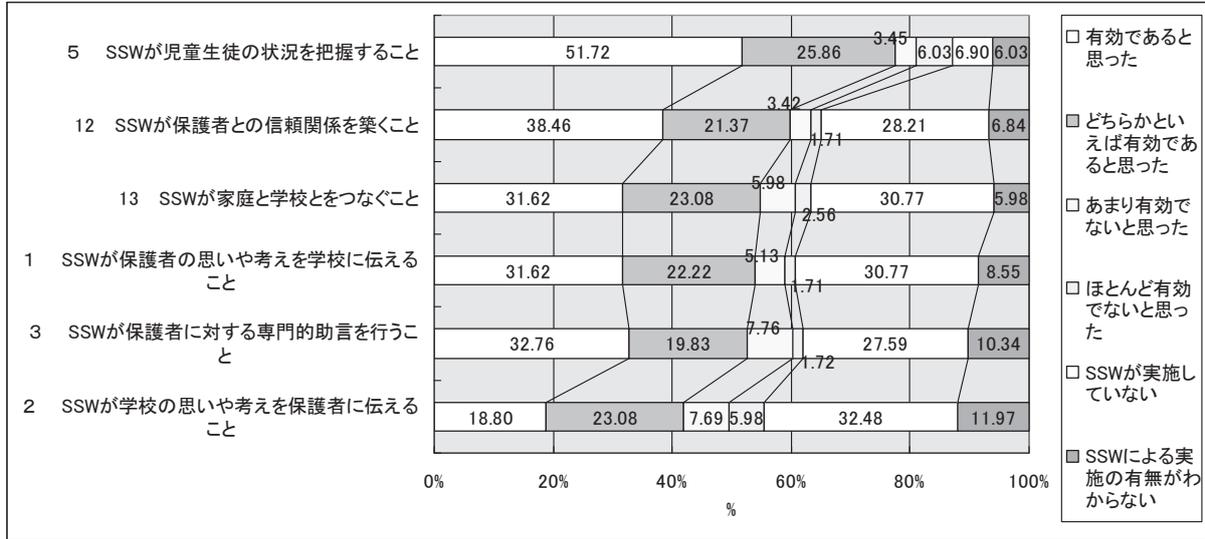
「児童生徒をとりまく環境の調整」因子を「有効であると思った」「どちらかといえば有効であると思った」という肯定的意見の多い順に並べると(グラフ1)のようになる。肯定的意見の合計は, 項目5「児童生徒の状況を把握すること」が77.58%であった。項目12「保護者との信頼関係を築くこと」が59.83%であった。項目13「家庭と学校とをつなぐこと」が54.70%であった。項目1「保護者の思いや考えを学校に伝えること」が53.84%であった。項目3「保護者に対する専門的助言を行うこと」が52.59%であった。項目2「学校の思いや考えを保護者に伝えること」が41.88%であった。項目12, 13, 1, 3, 2については約30%が「SSWが実施していない」との回答であった。項目5の「SSWが実施していない」が6.90%であった。「SSWによる実施の有無がわからない」が項目5で6.03%, 項目12で6.84%, 項目13で5.98%, 項目1で8.55%, 項目3で10.34%, 項目2で11.97%であった。

「児童生徒をとりまく環境の調整」因子より, 項目5, 12, 13, 1, 3については, 半数以上の学校関係者が効果的ととらえている。彼らは, 家庭に対してSSWの立場からの助言を行い, 家庭と学校の橋渡しをしてほしいと考えているといえる。SSWが保護者と信頼関係を築き,

(表2) 学校関係者の役職によるSSWの役割についての分散分析結果

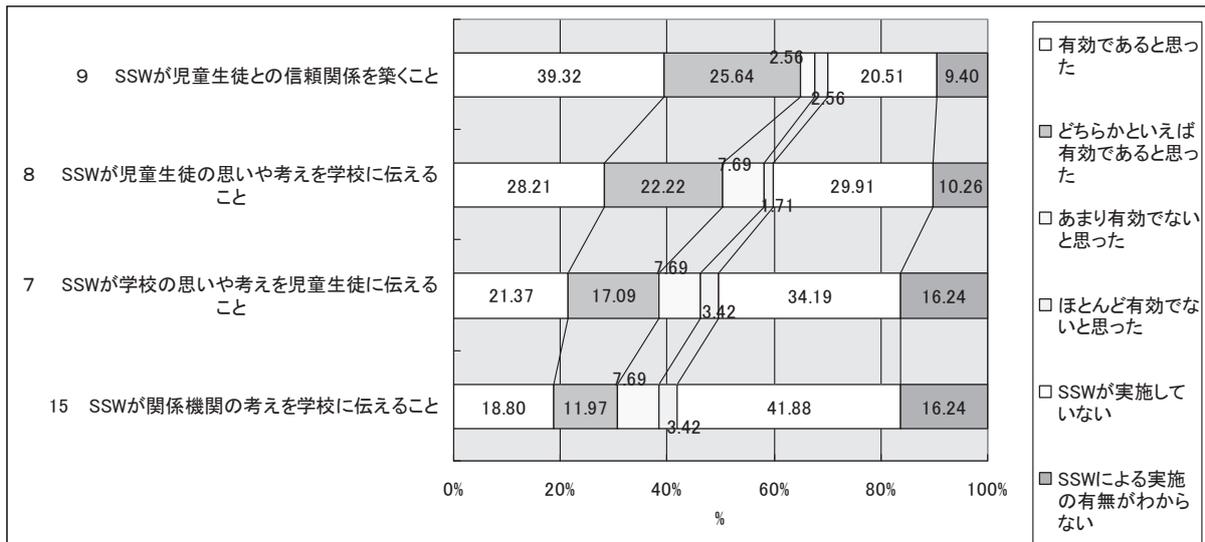
質問項目	平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率	有意差
児童生徒をとりまく環境の調整						
1 SSWが保護者の思いや考えを学校に伝えること	0.079	3	0.026	0.044	0.988	n. s.
13 SSWが家庭と学校とをつなぐこと	0.298	3	0.099	0.145	0.933	n. s.
2 SSWが学校の思いや考えを保護者に伝えること	2.031	3	0.677	0.725	0.541	n. s.
12 SSWが保護者との信頼関係を築くこと	0.917	3	0.306	0.578	0.631	n. s.
3 SSWが保護者に対する専門的助言を行うこと	0.558	3	0.186	0.276	0.842	n. s.
5 SSWが児童生徒の状況を把握すること	2.863	3	0.954	1.281	0.285	n. s.
児童生徒の思いや考えの理解						
8 SSWが児童生徒の思いや考えを学校に伝えること	2.792	3	0.931	1.461	0.234	n. s.
9 SSWが児童生徒との信頼関係を築くこと	2.259	3	0.753	1.386	0.254	n. s.
7 SSWが学校の思いや考えを児童生徒に伝えること	0.739	3	0.246	0.276	0.842	n. s.
15 SSWが関係機関の考えを学校に伝えること	0.971	3	0.324	0.318	0.812	n. s.

筆者作成



(グラフ1) 児童生徒をとりまく環境の調整

筆者作成



(グラフ2) 児童生徒の思いや考えの理解

筆者作成

家庭の状況を把握し、学校に伝えることは、学校が児童生徒の生活環境を知ることになり、学校が保護者を理解すること、児童生徒を理解することにつながる。特に、項目5「児童生徒の状況を把握すること」が効果的であると考える学校関係者は77.58%である。学校関係者は、SSWによる児童生徒と彼らを取りまく環境（特に学校・家庭）の仲介を効果的にとらえており、SSWに役割として求めているといえる。肯定的意見が41.88%にとどまった項目2「学校の思いや考えを保護者に伝えること」は、「SSWが実施していない」が32.48%、「SSWによる実施の

有無がわからない」が11.97%であった。「あまり有効でなかったと思った」、「ほとんど有効でなかったと思った」が合計で13.67%と（グラフ1）の中で項目2のみが10%を超えている。項目5「児童生徒の状況を把握すること」に多くの学校関係者が肯定的であることを考えると、学校関係者は、SSWに学校理解を求めるよりも、児童生徒、保護者の思いを理解するためにSSWを活用することが大切であると考えているといえる。学校関係者は、児童生徒の利益を考え、支援をするというSSWの視点を理解し始めたといえる。

また、各項目にある「SSWによる実施の有無がわからない」について考えると学校の思いを理解することは支援効果につながるが、介入する以前に安定したケースも含まれており互いに情報共有できていないともいえない。しかし、学校とSSWの情報の共有や連携を密にすることが重要である。児童生徒に視点を置いた支援をするために、児童生徒、家庭だけでなく、学校にも働きかけ、それらを仲介することがSSWによる支援効果をもたらす第一歩であるといえる。

(グラフ2)における「児童生徒の思いや考えの理解」因子では、「有効であると思った」、「どちらかといえば有効であると思った」の肯定的意見の合計は、項目9「児童生徒との信頼関係を築くこと」が64.96%であった。項目8「児童生徒の思いや考えを学校に伝えること」が50.43%であった。項目7「学校の思いや考えを児童生徒に伝えること」が38.46%であった。項目15「関係機関の考えを学校に伝えること」が30.77%であった。また、「SSWが実施していない」は、項目9で20.51%、項目8で29.91%、項目7で34.19%、項目15で41.88%であった。「SSWによる実施の有無がわからない」との回答者は、項目9で9.40%、項目8で10.26%、項目7で16.24%、項目15で16.24%であった。

「児童生徒の思いや考えの理解」因子では、項目9「児童生徒との信頼関係を築くこと」、項目8「児童生徒の思いや考えを学校に伝えること」を肯定的にとらえているケースが半数以上あった。この結果は、SSWが児童生徒の思いを理解することが第一であることをあらわす。そして、これは、中他 a, b (2011, 2011) が、2010 (平成20) 年に実施したアンケート調査で明らかにした、児童生徒の思いを理解したい、関係機関には学校を理解してほしい、専門的助言がほしいという学校の思いと酷似している。すなわち、学校関係者は、SSWが児童生徒の

思いを理解し、信頼関係を築くことを効果的支援ととらえているといえる。

しかし、すべての項目において「SSWによる実施の有無がわからない」という回答がある。このことは、SSWの役割に対する理解不足というよりも、学校との連携を密にして、支援を進めていくことがSSWの支援効果につながることを示唆するのではないかと。現在活動しているSSWは、学校関係者との連携をとりながら活動することが望まれる。

2. SSW活用の経過によるSSWの役割の認識に関する t 検定

SSW活用の経過についての有効回答数は120ケース中116 (≒回収率96.72%) ケースであった。新規活用と継続活用に分けて t 検定を行うと、項目3「保護者に対する専門的助言を行うこと」の平均値が新規活用で3.611、継続活用で3.114と有意差があった (表3)。

(表3) から、新規活用のほうが継続ケースに比較して項目3「保護者に対する専門的助言を行うこと」が支援効果につながるといえる。SSWが保護者対応することは、学校関係者にとって支援効果が高いととらえられている。SSWは、「学校を基盤としてソーシャルワークの価値と倫理にもとづいての生活の視点を持ち、子どもの最善の利益実現のための支援活動を行う、家庭、学校、地域、専門機関等を繋ぎ、仲介し、子どもを取りまく環境の改善を図る (岡田 2013:9)」という目的に基づいた助言を行うことを前提としなければならないといえる。それ以外の項目は、学校関係者の役職に関する内容と同様の認識であるといえる。(グラフ1) より、SSW活用の経過に関係なく、学校関係者は、児童生徒の状況をSSWが把握することに肯定的である。よって、SSWは、SSW活用の経過に関係なく児童生徒がおかれる状況を把握する必要があるといえる。

(表3) SSW活用の経過によるSSWの役割についての t 検定結果

有意差のあった項目	活用経過	N	平均値	標準偏差	等分散性のための Levene の検定		2つの母平均の差の検定			
					F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率 (両側)	
3 SSWが保護者に対する専門的助言を行うこと	新規	36	3.611	0.688	0.161	0.689>0.05	2.745	69	0.008	p<.01**
	継続	35	3.114	0.832						

筆者作成

3. 学校関係者からみた問題行動等によるSSWの役割の認識に関する t 検定

学校関係者からみた問題行動等は、複数回答可としてあらかずと不登校47件、いじめ4件、暴力行為15件、児童虐待29件、友人関係の問題（いじめを除く）10件、非行・不良行為（暴力行為を除く）11件、家庭環境の問題（児童虐待を除く）70件、教職員等との関係の問題10件、心身の健康・保健に関する問題11件、発達障がい等に関する問題32件、その他7件（精神疾患等）であった。

学校関係者からみた一つの問題行動等とそれ以外の問題行動等にもとづいて活用ケースにおけるSSWの役割の t 検定をすると（表4）のとおり不登校と暴力行為において有意差がみられた項目があった。項目7「学校の思いや考えを児童生徒に伝えること」が不登校の場合の平均値は2.826、不登校以外の場合の平均値は3.343で有意差があった。項目1「保護者の思いや考えを学校に伝えること」が暴力行為の場合の平均値は2.923、暴力行為以外の場合の平均値は3.483で有意差があった。

学校関係者からみた問題行動等にもとづいて検討すると、不登校の場合は、不登校以外の問題行動等と比較して、SSWが項目7「学校の思いを児童生徒に伝えること」に対して学校関係者が有効ではないと認識していることがわかる。暴力行為に対して、学校関係者は、暴力行為以外の問題行動等と比較して保護者の思いを理解することに有効ではないと認識しているといえる。また、学校関係者からみた問題行動等は、項目5「児童生徒の状況

を把握すること」が77.58%であることを考えると、学校関係者が考えるどのような問題行動等であっても児童生徒のおかれている状況を把握することがSSWの支援に対して学校側から理解を得る鍵になる。

V. 総合考察

以上のように、本研究では、学校関係者を対象にアンケート調査を行い、学校関係者の役職によるSSWの支援の分散分析、SSW活用の経過によるSSWの支援の t 検定、学校関係者からみた問題行動等によるSSWの支援の t 検定より、学校関係者からみたSSWの支援効果を検討した。第1に、学校関係者の役職の違いによる学校関係者からみたSSWの支援効果の有意差を明らかにするための分散分析では有意差がなかった。また、先述のとおり項目5「児童生徒の状況を把握すること」で77.58%が肯定的意見である。学校関係者の多くは、役職に関係なくSSWが、児童生徒がおかれている状況を把握することに効果があると考えているといえる。

第2に、SSW活用の経過によるSSWの支援内容の有意差を明らかにするために t 検定すると、SSWを新規活用する学校関係者が項目3「保護者に対する専門的助言を行うこと」を有効であると認識していることがわかった。この結果は、これまでの先行研究ではみあたらなかったものである。これにより、SSWに派遣依頼があった場合、保護者に専門的助言ができる資質が必要であることを導

（表4）学校関係者からみた問題行動等によるSSWの役割についての t 検定結果

有意差のあった項目	不登校	N	平均値	標準偏差	等分散性のための Levene の検定		2つの母平均の差の検定			
					F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率（両側）	
7 SSWが学校の思いや考えを児童生徒に伝えること	不登校	23	2.826	0.937	0.066	0.798>0.05	-2.143	56	0.036	p<.05*
	不登校以外	35	3.343	0.873						
有意差のあった項目	暴力行為	N	平均値	標準偏差	等分散性のための Levene の検定		2つの母平均の差の検定			
					F 値	有意確率	t 値	自由度	有意確率（両側）	
1 SSWが保護者の思いや考えを学校に伝えること	暴力行為	13	2.923	0.760	0.091	0.764>0.05	-2.477	69	0.016	p<.05*
	暴力行為以外	58	3.483	0.731						

筆者作成

き出せたといえる。

西野（2012）は児童虐待，寺岡ら（2012）は不登校・長期欠席のケースに関するSSWの支援効果を明らかにしている。しかし，具体的ではなかった。そこで，第3に，学校関係者からみた問題行動等によるSSWの支援内容の有意差を明らかにするためにt検定した。本調査による結果では，不登校の場合は学校関係者からみた不登校以外の問題行動等と比較した場合，項目2「学校の思いや考えを児童生徒に伝えること」には有効でないと認識し，暴力行為の場合は項目1「保護者の思いや考えを学校に伝えること」に有効でないと認識しているという具体的な結果が導き出せた。また，その他の項目には有意差がみられなかったことと先述した単純集計で77.58%が肯定的意見である項目5「児童生徒の状況を把握すること」より，学校関係者が，「学校関係者の役職」，「SSW活用の経過」，「学校関係者からみた問題行動等」に関係なくそれを効果ありと認識していることをみいだせた。但し，今回の調査は，学校関係者に実施し，上記のような結果になったが，アンケート対象者を児童生徒，保護者とした場合では，問題行動等の種類に対する支援効果についてさらに分類できる可能性もあり，SSWの支援効果が明確になるともいえる。また，学校以外の関係者に実施した場合も，もっと具体的な結果が出てくるかもしれない。そして，（グラフ2）の項目15「関係機関の考えを学校に伝えること」のみ「SSWが実施していない」が4割を超え，41.88%であった。しかし，関係機関の考えを学校に伝えることは，学校が協働する関係機関の役割を理解することにつながる。さらに，SSWが学校による関係機関の理解が深まるきっかけをもたらす。両者の連携が深まれば，児童生徒に対する支援の可能性を広げることとなり，SSWの支援効果につながるであろう。

中他（2012：37）は，2010（平成22）年の調査から，SSWの学校理解の度合いによってSSWの有用性が決まるがそれのみがSSWの有用性とはいえないと述べている。そして，今回の調査結果からは，児童生徒の状況を把握し，彼らの思いを理解し，その思いに沿った支援をすることも学校関係者が有用であるとらえていることが明らかになった。

2013（平成25）年度には，岡山県が事業計画「スクールソーシャルワーカー等を活用した行動連携推進事業実

施要綱」^{註4)}を出している。その趣旨は，「いじめ，不登校，暴力行為などの問題行動等について教育分野に関する知識に加えて，社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて，適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い，当該児童生徒のおかれた環境へ働きかけたり，関係機関等とのネットワークを活用したりして，学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る（2013 4）」である。この要綱の中では，SSWは教育分野に関する理解，状況把握，児童生徒を取り巻く環境への働きかけ，効果的な支援等が求められている。本研究で実施した学校関係者からみたSSWによる支援を「学校関係者の役職」，「SSW活用の経過」，「学校関係者からみた問題行動等」との関係にもとづいて検討することは，SSWのどのような支援を学校関係者が効果的と捉えているのかを明らかにすることにつながった。また，冒頭で述べた「自分自身がどういう者なのか，今どういう役割を担っているのか，何をしなければならないのか（佐々木 2009：5）」を考えることにつながり，SSWの資質向上をもたらす。

本研究では，10項目における統計による分析結果を示したが，SSWの活用を依頼する学校関係者によってその回答は異なる。SSWが2013（平成25）年2月までに関わったケースが，その後どのような状況になったのかについて把握することもSSWによる支援効果がどのような状況をもたらしたのかについて理解する有効な手がかりになる。本研究は，量的研究であるので，一つひとつのケースの支援効果を考えるには限界がある。そのため，今後は，2013（平成25）年2月に統計調査と同時に実施した自由記述「該当ケースにおいて，児童生徒に見られる変化について，簡単に記述してください」，「その他，SSWの役割（働き）について望むことがあれば自由に記述してください」にもとづいて「児童生徒に見られる変化」，「SSWに望むこと」を分類，整理し，図解化することによって，今後の課題について検討することとする。

謝 辞

調査の実施については，岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室のご指導・ご助言をいただくことにより行うことができた。心より感謝の意を表す。

注

- 注1) SSWは、「社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を持つ者で、かつ、学校教育に関して知識を有する者のうち、積極的に取り組む意欲のある者」である。岡山県教育庁指導課（2013）「平成25年度スクールソーシャルワーカー（SSW）等を活用した行動連携推進事業 概要」『平成25年度新規スクールソーシャルワーカー説明会』より。
- 注2) SSPの職は、「社会福祉及び学校教育に関する経験または知識を有する者のうち、積極的に取り組む意欲のある者」で準SSWである。同上。
- 注3) 質問項目の内容については、中他（2012）「スクールソーシャルワーカーの効果的支援と児童生徒理解・学校理解との関連－岡山県の場合－」『学校ソーシャルワーク研究』7，を参照されたい。
- 注4) この実施要項は、教育支援体制整備事業補助金（いじめ対策等総合推進事業）とスクールソーシャルワーカー活用実施要領（平成25年3月31日文部科学省初等教育局長裁定）の規定に基づいている。

文 献

- 岡田かおる（2013）「岡山県におけるスクールソーシャルワーク」岡山県教育庁義務教育課『平成25年度「スクールソーシャルワーカー等を活用した行動連携推進事業」に係る連絡会議』，9頁。
- 岡山県教育庁指導課（2013）「平成25年度スクールソーシャルワーカー（SSW）等を活用した行動連携推進事業 概要」『平成25年度新規スクールソーシャルワーカー説明会』。
- 岡山県教育委員会（2013）「スクールソーシャルワーカー設置要綱」。
- 岡山県教育庁指導課生徒指導推進室（2013）「平成25年度第1回～7回スクールソーシャルワーカー研修会実施要綱」。
- 岡山県教育委員会（2013）「スクールソーシャルワーカー等を活用した行動連携推進事業実施要綱」。
- 久能由弥（2013）「スクールソーシャルワーカーの実務上の課題－教育委員会担当者とスクールソーシャル

ワーカーへの基礎調査を通じて」『学校ソーシャルワーク研究』8，25頁から36頁。

- 佐々木千里（2009）「スクールソーシャルワークの実際」『東北の学校ソーシャルワーク』1，4頁から9頁。
- 周防美智子他（2013）「スクールソーシャルワーカーの効果の検証－スクールソーシャルワーカー配置校における教員のタイムスタディ調査から－」『学校ソーシャルワーク研究（前掲）』8，15頁～24頁。
- 田中 尚（2013）「スクールソーシャルワークの展開の今日的意義」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』15，13頁から20頁。
- 寺岡夏希，小林勝年（2012）「学校における子どもたちへの支援－スクールソーシャルワークの可能性－」『鳥取大学生涯教育総合センター研究紀要』6，105頁から123頁。
- 中 典子，熊谷英実，岡田かおる（2012）「スクールソーシャルワーカーの効果的支援と児童生徒理解・学校理解との関連－岡山県の場合－」『学校ソーシャルワーク研究（前掲）』7。
- 中 典子，熊谷英実，岡田かおら（2011）「岡山県におけるスクールソーシャルワーカーによる支援の効果について－スクールソーシャルワーカー活用校の自由記述をもとに－」『福祉おかやま』28，39－47。
- 中 典子，熊谷英実，岡田かおるb（2011）「岡山県におけるスクールソーシャルワーカーの支援に対する今後の期待について－スクールソーシャルワーカー活用校の自由記述をもとに－」『中国学園紀要』10，91－96。
- 西谷清美（2007）「ソーシャルワーク活動をふり返って～スクールソーシャルワークと生活支援～」『香川スクールソーシャルワーカー協会 SSW実践活動報告』4，26頁から33頁。
- 西野緑（2012）「子ども虐待に対応する学校の役割と課題－『育む環境（nurturing environment）』の保障を目的とするスクールソーシャルワークの可能性－」『Human Welfare』4（1），41頁から53頁。
- 盧 志和，石村貞夫（2005）『建築デザイン・SPSSによる統計処理』東京図書。
- 野田秀孝（2012）「スクールソーシャルワーカーの実際と課題－富山県スクールソーシャルワーカー活用事

業を題材にー」『とやま発達福祉学年報』3, 35頁
～41頁.

蓮井真紀(2007)「スクールソーシャルワークの可能性」
『香川スクールソーシャルワーカー協会 SSW実践活
動報告(前掲)』4, 34頁から40頁.

長谷川佳英子(2013)「高校における生徒支援のニーズ
に関する研究ースクールソーシャルワークの可能性
を探るー」『学校ソーシャルワーク研究(前掲)』8,
2頁～14頁.

山際勇一郎, 田中 敏(2006)『ユーザーのために心理デー
タの多変量解析法 方法の理解から論文の書き方ま
で』教育出版.